

知財経営に取り組む中小企業のための

知的財産活用支援策

利用のポイント

平成21年3月 中部経済産業局

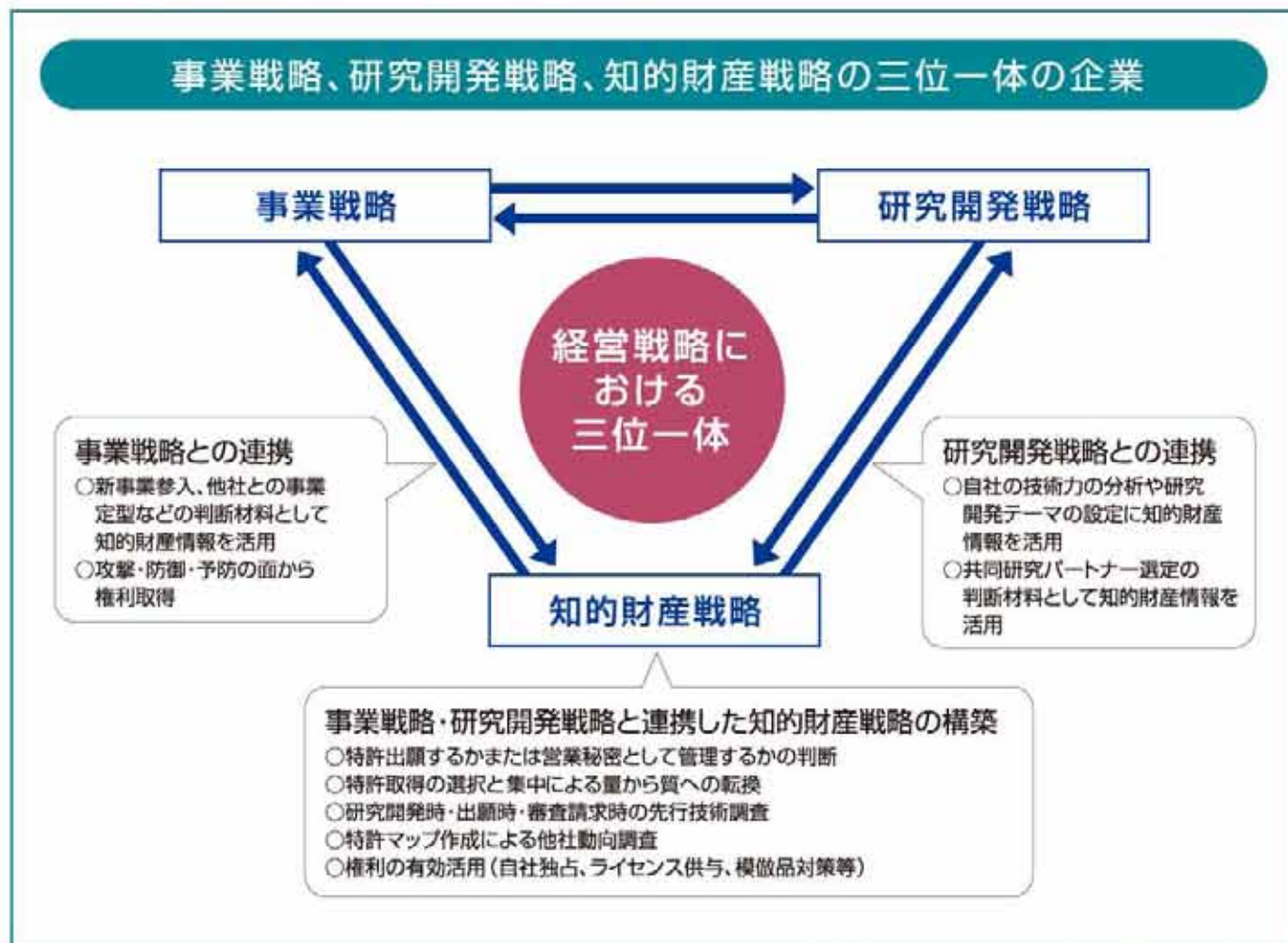
| | |
|----------------------------------------|----|
| はじめに～「知的財産活用支援制度」を利用して 知財経営を実践してみよう | 1 |
| 第1部 中部の企業による支援策活用例 | |
| 株式会社オプロ | 5 |
| 株式会社ツキオカ | 7 |
| 株式会社光触媒研究所 | 9 |
| 株式会社マクシス・シントー | 11 |
| 日本キヌカ株式会社 | 13 |
| 川村工業株式会社 | 15 |
| サンコー企画株式会社 | 17 |
| 株式会社石野製作所 | 19 |
| 第2部 知財経営の実践に役立つ支援策活用のポイント | |
| 1. 知財経営のプロセス | 23 |
| 2. 知財経営のプロセスと支援策活用 | 27 |
| (1) 基本技術を活かす | |
| ■基本技術を特定する＝自社の強みを理解する | 27 |
| ■基本技術を活用する＝自社の強みを武器に変える | 33 |
| (2) 市場に投入するアプリケーション(応用製品)を開発する | |
| ■研究開発投資を行う | 39 |
| ■他社や大学等と共同研究を行う、または他社や大学の技術成果を活用する | 41 |
| (3) 製品を市場に投入する | |
| ■より強い権利で事業や製品を保護する／より早く事業や製品を保護する | 45 |
| ■侵害や警告に対応する | 47 |
| ■自社の特許を流通させる | 49 |
| 使ってみましょう 中部の支援策 | 51 |

「知的財産活用支援制度」を利用して 知財経営を実践してみましょ。

2002年、小泉純一郎首相(当時)は施政方針演説において「研究活動や創造活動の成果を知的財産として戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」と述べ、「知財立国」に向けた取り組みを進めていくことを宣言しました。これを契機として国は関連法の整備とともに「知的財産推進計画」を策定し、様々な分野で知的財産への取り組みを促しています。中部地域では中部経済産業局が事務局となり、有識者による「中部知的財産戦略本部」が設置され、自治体や関係機関の協力のもとで地域の企業などによる知的財産への取り組みを進めています。

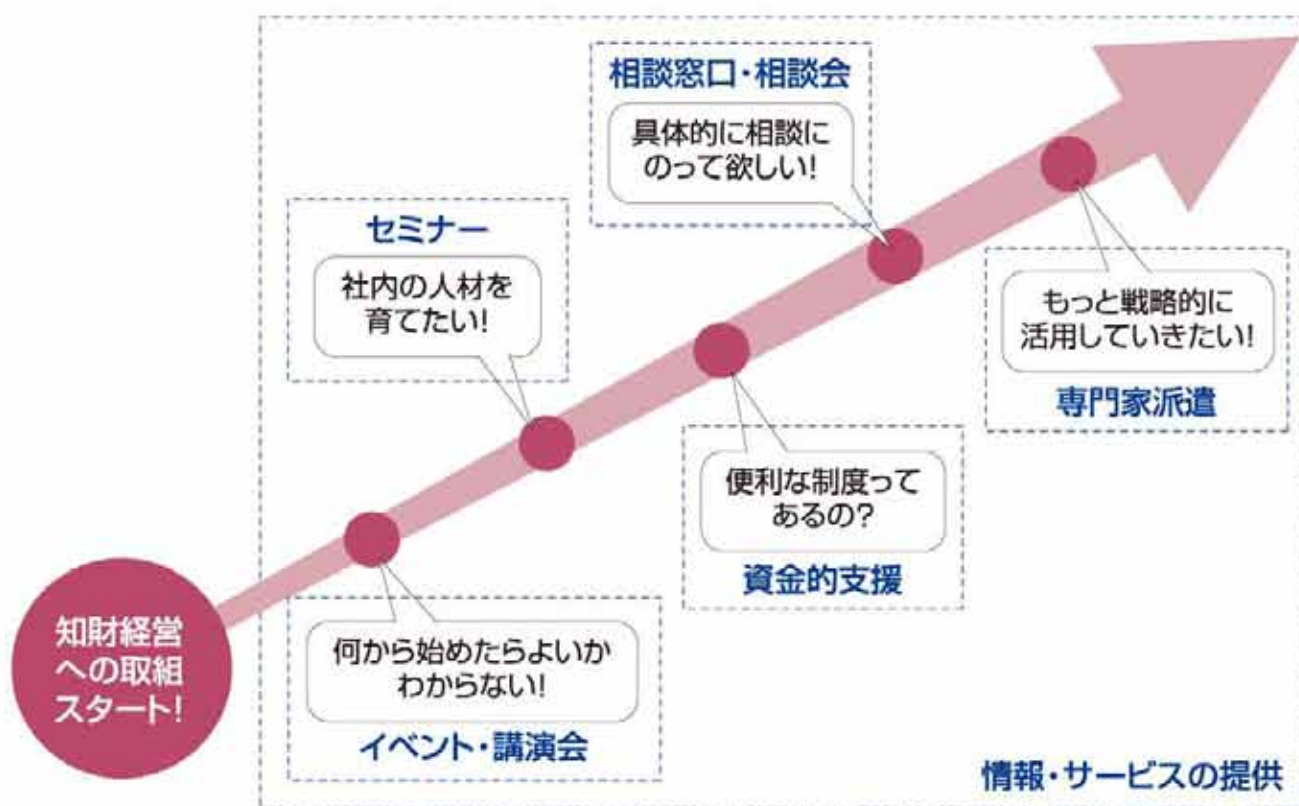
中部地域にはものづくりに関わる中小企業が多く立地しており、その知財経営への取り組みを促すことが地域経済の活性化のために重要とされています。知財経営を行うこととは、すなわち「知的財産権を武器に同業他社の参入を抑制することにより、価格競争に陥ることを防止して自社の利益率を上げる」ことにつながります。そのためには、経営戦略において知的財産戦略を明確に位置づけ、事業戦略・研究開発戦略と連携した三位一体の企業経営戦略を確立することが望まれます。

● 経営戦略における知的財産戦略の位置づけ



このような中小企業の知財経営への取り組みを促すため、中部知的財産戦略本部では様々な支援策を実施しています。無料で利用できる支援策や、少ない負担で利用できるサービス、また各種手続き費用の減免や補助制度など多岐にわたっています。

● 知的財産活用支援策の全体像



支援策別・地域別の詳しい情報は中部知的財産戦略本部ウェブサイト

<http://www.chubu-chizai.jp>

知的財産活用支援策の概要

■ イベント・講演会

知的財産の取り組みを普及するために行われるフォーラム、シンポジウムや、「発明の日」や「弁理士の日」などを記念するイベント、街の発明家や児童・生徒の発明品・アイデア作品の展示会などが毎年各地で開催されています。

■ セミナー

中小企業が知的財産への取り組み手法や対策を学ぶためのシリーズセミナーや、初心者や実務者など各段階ごとの制度説明会などが各地で開催されています。

■ 資金的支援

研究開発に対する助成金をはじめ、出願・審査・登録に際しての減免・助成制度や融資制度、海外特許取得への補助、模倣品調査経費の助成、知的財産権を担保にした融資制度など様々な資金的支援制度が整備されています。また、独自の支援制度を整備している市町村もあります。

■相談窓口・相談会

中部経済産業局や各自治体・支援機関、日本弁理士会、発明協会などでは知的財産に関する相談窓口を設けています。定期的に開設するもの、臨時で開設するもの、常時開設しているものなどがあります。

■専門家派遣

弁理士、中小企業診断士、技術士、企業OBなど、知的財産の専門家や技術・技能・経営について深い知識を有する人材を企業等に派遣して、指導や助言を行う制度です。無料で行うもの、派遣費用の一部を助成するものなどがあります。

■情報・サービスの提供

先行技術調査への支援のほか、特許情報の無料検索・閲覧、海外情報の提供などの情報サービス、テレビ面接審査・出張面接審査などがあります。

本冊子では、中小企業が知的財産経営を進めるにあたり、その取り組みの各ステップで活用可能なこれらの支援策について、その「活用のツボ」を解き明かしてまいります。第1部では支援策を活用した企業の事例をショートストーリーで紹介し、第2部では知財経営のアウトラインと、取り組みステップごとに活用可能な支援策の概要について、これも事例を交えて紹介します。

2009年3月現在、わが国経済は世界同時不況の影響を受け深刻な状況にあります。中部地域においてものづくりに携わる中小企業にとっては極めて厳しい状況がありますが、知財経営の導入で競争力を維持・強化し、この苦しい時期を乗り切れるよう中部経済産業局・中部知的財産戦略本部をはじめ、地域一丸となって支援してまいります。

それでは、はじめに支援策を活用して知財経営を強化している企業の事例を見ていきましょう。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 第 | 1 | 部 |
| 中 | 部 | の | 企 | 業 | に | よ | る |
| | | 支 | 援 | 策 | 活 | 用 | 例 |

支援策を活用した企業の声を集めました。

経営者と技術者対象の知財講義で開発マイル

- 株式会社オブコ（愛知県名古屋市）
- 昭和34年5月設立
- 資本金／3200万円
- 事業内容／プラスチック製品（自動車用機能部品・内外装部品、住宅用部品等）製造
- 平成18年度愛知ブランド企業認定

■活用施策

○施策名

中小企業知的財産戦略支援事業（愛知県中小企業振興公社〈現 あいち産業振興機構〉平成16年度）

○施策活用の概要

知財専門家派遣の派遣を受けて、社長・専務のほか技術スタッフ15名が知財全般に関する講義を受けて、特許に関する基礎知識と、特許電子図書館を使った先行技術の検索方法のテクニック等を学んだ。

■施策活用による効果

○施策活用以前に抱えていた課題

当社は独自のブロー成形技術を開発し、高い評価を得ているが、取引先が製造工程を見るとそのノウハウがわかってしまう可能性があり、懸念をもっていた。

○施策活用の目的、得られた効果

まずは知財について理解するため、勉強会を開催した。経営者だけではなく、技術スタッフも受講したことにより、スタッフの自社技術の価値に対する意識を高めることができ、技術開発のマインドが高まり、アイデアがでるようになった。また、コア技術に関して2件の特許を出願した。

■施策活用の経緯

当社は自動車のエンジンルーム部品等のブロー成形を得意としており、金型の設計、製作からブロー成型、二次加工、組立てまで一貫して受注できる。特に三次元形状に曲がった樹脂ホースを加工する三次元多層ブロー成形技術は当社が開発した独自技術であり、高い評価をいただいている。

この成形技術は当社の独自技術であるが、製造工程をみせてしまうとそのノウハウがわかってしまい、取引先等が内製することを危惧していた。また、この成形技術を武器として、下請けからの脱却を図りたいと考えていた。

そうした悩みを懇意にしている弁理士に相談したところ、その弁理士から本施策を紹介いただき、応募したところ採択された。当社は、ブロー成形技術に明るい専門家の派遣を希望したところ、自動車業界出身で成形技術に明るい知財専門家を派遣していただいた。その専門家に当社の問題意識を説明すると、特許出願以前の問題があることがわかり、まずは知財の基礎知識から勉強するよう提案された。

その提案を受けて知財の基礎知識を勉強した後にその知識を活用して、自ら戦術を考えることとした。そこで、専門家を講師とした勉強会を開催し、社長、専務とともに、15人の技術スタッフも一緒に勉強した。

勉強会の内容は、特許の基礎知識、特許電子図書館を使った検索方法、自社出願特許の問題点の抽出、改良特許の検討などであり、企業にとっての特許の意味や活用方法、解読の仕方などを学ぶことができた。勉強会は、当社のコア技術であるブロー成形技術をテーマとして、例えば、冷却時間を短くする技術としてどのような技術があるか等、当社技術に関わる具体的なことを教えていただいたため、単なる方法論の勉強ではなく、当社に関する技術自体についても勉強することができた。



三次元ブロー一体成形した製品

この勉強会によって、技術スタッフは自分のやっている技術分野でどのような既存技術があるか、どのような技術が特許になるか等について学ぶことができた。それによってスタッフの技術開発マインドが刺激されて、アイデアが数多く出るようになった。さらに、成形機を全て自社で開発できるようになり、コンパクトで良い成形機を開発することができた。この勉強を通じて、当社の技術について特許性があることがわかり、2件の特許を出願した。

■施策活用のポイント

専門家に対して、知りたいことを質問、要望して、的確に回答いただいたため、技術スタッフの関心が高く、多くの知識を吸収することができた。また、専門家に回答を覚えてもらうのではなく、目の前で調べてもらいながら回答を出してもらったため、調査のプロセスも理解することができ、勉強会以降、自ら知財の戦術を考えることができるようになった。

大きな学習効果を得ることができたのは、専門家が成形技術に明るい自動車業界出身者であったことが大きいと考えている。

■波及的成果

技術スタッフの自社技術や技術開発に対する意識が高まったことが一番大きな効果

技術マップ作成で開発の方向性が明確化

- 株式会社ツキオカ（岐阜県各務原市）
- 昭和41年設立
- 資本金／1億3,500万円
- 事業内容／金・銀・ホログラム箔押加工、食用純金箔粉製造（特許技術）販売、水溶性可食フィルム製造（特許技術）販売、フィルム製剤製造販売、化粧品、医薬部外品製造販売
- 「2007年元気なモノづくり中小企業300社」（中小企業庁）選定

■活用施策

○施策名

地域における知財戦略支援人材の育成事業（中部経済産業局 平成19年度）

○施策活用の概要

弁理士3名、技術士2名、中小企業診断士1名の計6名からなる専門家チームの派遣を受けて、社内的知的財産インフラの整備、パテントマップの作成、SWOT分析などを行った。

■施策活用の経緯、施策活用による効果

中小企業基盤整備機構のアドバイザーから事業を紹介された。過去に外部専門家を受け入れた実績はないが、元々、地元の弁理士とは付き合いがあった。

支援の内容は技術マップ作成支援が中心で、3ヶ月に6回受け入れた。毎回、出された宿題をこなす形であった。

本支援を受け入れたことで、今後の研究の方向性が明確になったとともに、知的財産の絞り込みができ、それがPCT出願に繋がった。また、フィルム製剤についてはアメリカ向けに納入できるようになった。日本ではフィルム製剤が未認可であるため、まだ納入実績はない。

支援とともに事例が発表され、国内の多くの製薬会社にも情報が広がり、その後の商談に繋がっている。また、大学も興味を持ち、今回の製品に関する研究で、自社の常務（元々、デザイナーとして入社）が博士号を取得できた。

社内で知財部を設置する動きもあり、現在、常務をトップに4名で準備チームを設立している。



アメリカ向け乗り物酔い止めフィルム製剤

■施策活用のポイント

会社の姿勢として、技術や特許を大事にしている。創業時から何をすれば特許が取れるかということを考えてきた。自分が持っている最も高い技術と、他社がやっていないことをうまく融合すること。この方が全く新しいものを創出するよりも金も時間もかからない。

商品開発にあたっては、社員の声に最も耳を傾けるべきである。開発は金がかかる。そこに投資することは常に社員からの批判にさらされる。そのため、社長が先頭に立って、新商品開発を進め、社員からの批判を受け止めなければ、開発者は耐えられない。

専門家の指導を受ける際には、ただ受け身でいるだけではダメ。自らもいろいろと勉強して身につけていくことが重要。任せるだけでは身につかない。

弁理士のアドバイスを受け、より強い権利化が

- 株式会社光触媒研究所（愛知県小牧市）
- 平成10年設立
- 資本金／4,250万円
- 事業内容／光触媒応用製品製造・販売、光触媒コーティング加工受託
- 平成8年（分社独立以前）「中部ニュービジネス大賞優秀賞」受賞
- 平成15年 AISTベンチャー企業認定（（独）産業技術総合研究所）

■活用施策

○施策名（実施主体、年度）

中小企業知的財産戦略支援事業（愛知県中小企業振興公社〈現 あいち産業振興機構〉平成18年度）
審査請求料・特許料減免制度（特許庁 平成18年度）

○施策活用の概要

特定波長の紫外線に応答して殺菌効果をもつ新しい光触媒を開発し、空気清浄機に利用を考え、その特許取得について知財専門家にアドバイスを受けた。

当初は特定製品の用途で特許出願を考えていたが、弁理士より特定波長で殺菌するという現象の特許とするようアドバイスを受け、幅広い製品等に適用できる特許として出願することができた。

■施策活用による効果

○施策活用以前に抱えていた課題

新規性のある光触媒を開発したが、特許を取得するにはどうしたら良いか、また、海外出願すべきかどうか迷っていた。

○施策活用の目的、得られた効果

上記の課題を解決するため、本事業を活用して、海外出願に長けた弁理士にアドバイスを受けることとした。

当初は、開発した技術を特定製品に利用するつもりであり、その製品の独占を目的として特許出願を考えていたが、弁理士から特定波長で殺菌するという現象自体を特許として権利化できるとのアドバイスをを受け、幅広い用途をカバーできる基本的な特許として出願することができた。また、海外出願国の選び方についてアドバイスをいただき、それにもとづき、PCT出願で12カ国に特許出願した。この技術を活用して滅菌装置を開発し、事業化している。



光触媒テーブルウェア
カタリティ

■施策活用の経緯

株式会社加藤機械製作所に勤務していた頃、新たな事業を求めて様々な講演会、異業種交流会、技術研究発表会などに出席した。光触媒との最初の出会いはそんな時であり、産業技術総合研究所の埜田博史氏を紹介された。その後同氏の知的財産や研究成果を活用すると共に、指導を受けて研究を続ける中で、紫外線の中でも254ナノメートルという特定の波長に殺菌効果があることがわかり、その波長に強く反応する光触媒を開発した。

この技術の特許出願するに当たり、単に特定の装置・製品に適用し、それを特許出願して権利化すると言うだけで無く、もっと広く現象面を捉えた技術として特許出願・権利化するにはどうしたらよいか、また国際特許出願するにはどうしたらよいかなどで悩んでいたところ、専門家派遣事業のあることを知り支援を受けた。

この専門家派遣事業では6回の支援を受けた。工場見学から始まり、取り組んでいる技術が今までの技術とどの様に違うか、どの様に優れているか等の質疑応答を繰り返す中で、新規制・進歩性などの特許のイロハからの指導を受けた。

そして、特に、技術を適用した装置・製品そのものの特許でなく、その技術を広い視野で捉えての権利化のためにどのように把握をしたら良いかなどの指導を受けた。また、海外志向もあったので国際特許出願の考え方、出願国の選択などの指導を受けた。

このような指導の3.4回目ころ、上記技術の特許の指導と並列的に別の技術について特許の指導を受けた。これは全く偶然のことであったが、丁度開発初期段階の別の技術についてふと話をしたところ、「これは面白い!直ぐ特許出願をしたほうが良い!」との指導を受けた。これは今までの工業分野の技術と異なり、未経験の農業分野の技術であり、今までの概念とは全く違うものであったが、農業分野への事業参入という新しい視野が開かれ、特許的な見方・考えも変わった。

そのような頃、出願済特許で審査請求の時期のものがあり、審査請求をどうするか相談したところ、特許手続き上の経済的な支援施策について問い合わせるのが良い、とのアドバイスを受けたので、中部経済産業局へ相談に行ったところ、中小・ベンチャー企業のための知財支援として「審査請求料減免制度」があるという話を聞き、申請方法などの指導を受けるに至った。

このように、人との出会いが技術との出会いとなり、技術との出会いが新たな人との出会いとなって、新たな研究が始まり、特許出願等の指導・支援を受ける事となった。この支援の中で、特定の領域に絞った技術であるが、装置・製品に適用しての出願ではなく、現象的把握での特許出願が出来るようになり、また特許手続き上での費用面での支援も受けられるようになり、企業にとって強力な支援となった。

■施策活用のポイント

支援事業の話を受けたとき、海外出願を意識していたので国際特許出願などの事情に強い特許事務所を捜した。特許事務所の選択では、出願の方向性を意識して特許事務所の得意分野を探すことが必要である。

全社的に知財への関心が向上し、社内体制

- 株式会社マクス・シントー（愛知県名古屋市）
- 平成8年設立
- 資本金／7,000万円
- 事業内容／専用機械の設計・製造、環境プラント設備の設計・製造、3次元CADによる機械設計、自動車用プラスチック・ゴム部品の金型設計・制作、設計支援ソフトウェア開発 ほか

■活用施策

○施策名（実施主体、年度）

地域における知財戦略支援人材の育成事業（中部経済産業局 平成19年度）

○施策活用の概要

開発、設計業務を受託業務において発生する知財の所属について正しく理解する必要があり、専門家派遣事業を活用して指導を受けた。

■施策活用による効果

○施策活用以前に抱えていた課題

要求仕様に基づいて行う開発やその設計業務での発明について、特許出願ができるのか、出願する場合に単独出願か共同出願になるのか、また秘密保持契約との関係はどうなるのか等、知財の基礎的な理解が不十分な状態であった。

○施策活用の目的、得られた効果

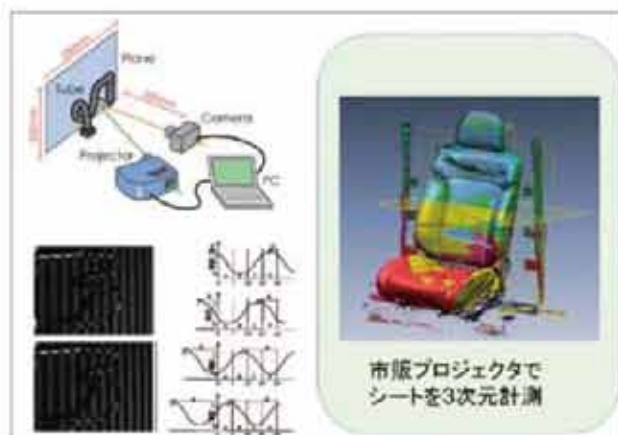
設計開発スタッフが知財保護に関心を持つようになり、知財戦略の理解と啓蒙になった。また、学んだ特許出願実務の知識を活かして特許出願を行い、出願内容の補正も行うことができた。

■施策活用の経緯

開発、設計を受託する際に、秘密保持契約をどうするか、要求仕様に基づき開発・設計を行った成果は特許出願できるのか、その場合は単独出願が可能なのか等、基礎的なことに対する知識が無く、漠然とした不安があった。

また、大学との共同研究を行っているが、学会発表と特許出願、秘密保持との関係に釈然としない思いがあった。

そんな中、中部経済産業局の主催するセミナーで専門家派遣事業のあることを知り、平成19年度事業に申



シート形状エンジニアリング

請したところ採択された。専門家の指導を受けたことで、知的財産に関する発明や特許権成立までのプロセスなどが理解でき、その結果、特許出願に結びつくなど、目に見える成果を得ることができた。

また、心理的に抵抗無く弁理士に相談出来る様になり、特許出願がし易い社内雰囲気になった。特許電子図書館 (IPDL) も利用するようになり、先行技術調査や参考資料の入手も容易になった。

■施策活用のポイント

活用効果を高めるためには、自社で発生している問題を具体的に提示して、専門家にアドバイスを求めることが重要である。当社の場合は専門家から明解な回答が得られたため、知財の重要性を理解し、また知財に高い関心を持つことができた。

身近なアドバイザーと早期審査制度の活用で

- 日本キヌカ株式会社(石川県小松市)
- 平成18年設立
- 資本金/1,000万円
- 事業内容/植物由来の自然塗料の製造・販売
- 平成19年「第4回エコプロダクツ大賞・推進協議会会長賞(優秀賞)」受賞
- 平成18、19年「人と環境にやさしい商品・金賞」受賞((社)日本DIY協会)

■活用施策

○施策名(実施主体、年度)

特許流通アドバイザー制度(石川県知的所有権センター)

早期審査制度(特許庁 平成18年)

新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業(石川県産業創出支援機構 平成17年)

■特許流通アドバイザーによる支援策活用の経緯

創業者である長田竜太社長は、自身が石川県小松市の米生産者である。長田氏は、かねてより、米糠の産業上の利用にいち早く着目、「米糠は、血圧上昇を抑制する効果や精神安定作用の効果を持つGABA(ギャバ)の成分を多く含んでいる」という新聞記事を見て、製品開発を思いついた。

米糠の研究では、既に公的研究機関(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構)が玄米を精米した時に出る米糠を原料にGABA成分を造る製法に関する特許権を保有していた。この活用を地元の特許流通アドバイザーに相談したところ、特許権者が所在する中国地区の特許流通アドバイザーと連携し、仲介していただいた。

製法に関する通常実施権の設定には、(1)設定先は中小・ベンチャー企業に限る (2)製品に特許登録番号を明記する、という二つの条件が示された。このため長田氏は有限会社ライスクリエイトを設立すると共に通常実施権契約を締結した。この会社は、自社工場は一切持たず、製品企画と開発に主力をおくファブレス形態を取っている。

米糠を油脂抽出した脱脂米糠から造ったガラス瓶入りGABA飲料は、発売して間もなく、さまざまな優れた効果に注目が集まった。やがて、ガラス瓶の割れを敬遠し、粉末GABAが欲しいという消費者の声が届く。ガラス瓶入り飲料の事業中止と粉末の新規開発を決断し、ファブレス形態の長所を活かし、新たに粉末の製造委託先を探求し、資金、設備、人員、技術などを短期間の内に手当てを行った。



キヌカ

なお、上記公的研究機関の保有特許は専用実施権の設定を禁じられていることから現在38社に通常実施権が設定されており、GABAに関する様々な商品が競合している状況である。

■早期審査制度、石川県「新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業」の活用

粉末GABAの製造に伴い、副産物として必ず米糠から抽出された米糠油が残る。この副産物を原料にして、新しい用途を開拓することが、日本キヌカ株式会社の根源になっている。

研究の結果、無臭で溶剤は一切使用していない自然塗料の商品開発の目処がつき、特許出願を行った。このとき、出願人が中小企業、又は個人である場合に利用できる早期審査制度を活用し、出願公開前に早期審査を申請した。出願してから11ヶ月後、出願公開の前に特許査定が完了し、特許登録に至った。また、石川県「新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業」に認定された。この意義は非常に大きく、特許の取得から商品化、ならびに日本キヌカ株式会社設立まで、広い範囲に亘って、相談、助言を仰ぐことができた。

■日本キヌカの特許戦略

長田社長は、特許を、事業目的を達成するうえでの武器の一つと捕らえ、核心となる技術と周辺部分の技術に分けて特許出願し、全体を押さえる戦略を取っている。また、弁理士が首都圏などに集中し、地元の北陸地方には十分な数の弁理士がいないとされるなかで、特許流通アドバイザーが身近に存在していることのありがたみを痛感されている。

中小企業としてのエコプロダクツへの取り組みが認められ、自然塗料「キヌカ」は、平成19年度第4回エコプロダクツ大賞（優秀賞）に選ばれ、表彰された。

なお、「キヌカ」には、(1)木に糠、(2)絹化一という意味が込められている。

大手の知財管理手法を学び、先行技術調査が

- 川村工業株式会社（愛知県名古屋市）
- 昭和34年11月設立
- 資本金／6,000万円
- 事業内容／ガラス食器およびガラス容器、強化ガラス蓋、建材用ガラススタイル、
工作機械用安全ガラス等の製造・販売
- 平成16年度 愛知ブランド企業認定

■活用施策

○施策名、実施主体、年度

特許情報活用支援アドバイザーの活用（愛知県知的所有権センター 平成18年度）

○施策活用の概要

自動車部品メーカーのOBである特許情報活用支援アドバイザーに6ヶ月来てもらい、特許検索の仕方、IPC検索、出願方法などを教えていただいた。

■施策活用による効果

○施策活用以前に抱えていた課題

技術流出問題等の経験により、知的財産対策が必要であったが、社内にその知識をもつ人材がおらず、対策を行うことができなかった。

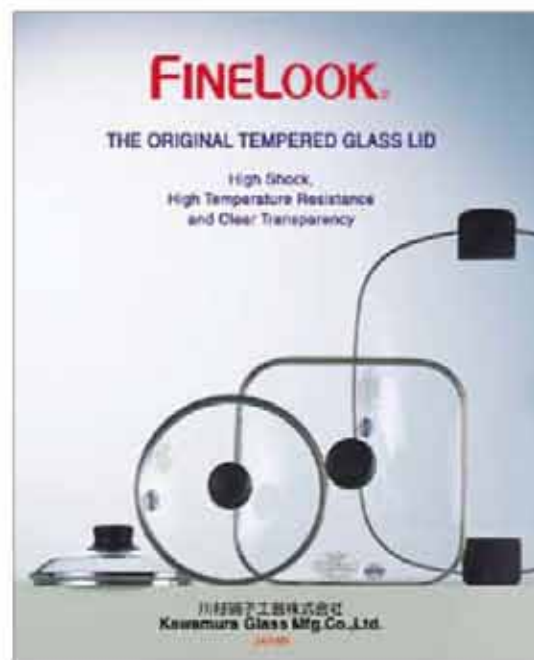
○施策活用の目的、得られた効果

先行技術調査を自社でできるようにするため、特許情報活用支援アドバイザー制度を活用した。

アドバイザーの指導により社員が特許情報の検索方法をマスターし、先行技術調査を社内で行えるようになった。

先行技術調査を弁理士に依頼すると1件あたり10万円程度はかかるので、その分費用を節約できるようになった。

アドバイザーは大手企業の知財実務経験者であり、指導を通じて、大手企業の知財管理等の考え方を学ぶことができた。



強化ガラスフタ

■施策活用の経緯

15年前から、当社の技術が中国企業に模倣されるようになり、大手顧客からの注文が減少する等の問題があった。これらの経験から、特許等を出願するだけでなく、知財に対する総合的な対策を講じる必要があると考えるようになった。

愛知県工業技術センター（現・愛知県産業技術研究所）に行った際、偶然、特許情報活用支援アドバイザー制度があることを知り、無料であったこともあり、特許検索技術を学ぶために派遣を受けた。

アドバイザーから6ヶ月の指導を受けて、自社で先行技術調査を実施できるようになった。また、知財の管理方法についても学ぶことができた。

現在は、すぐに模倣されるような特許は出願せず、ノウハウとして秘匿するなど、状況に応じて出願するようになった。

■施策活用のポイント

上手く活用するためには、アドバイザーのキャラクターを正しく理解して、アドバイザーとの相互の信頼関係を構築することが重要である。信頼関係ができれば、十分な指導を得ることができる。また、派遣終了後も気軽に教えを頼むことができ、さらに知識を得ることができる。

営業秘密保持に対する社内の意識が劇的に

- サンコー企画株式会社(石川県津幡町)
- 平成5年2月設立
- 資本金/2,500万円
- 事業内容/路面・壁面の標示材(標示シート)、
装飾材および関連機器・保安機器等の製造・販売
- 平成16・17年度 石川ブランド優秀新製品
- 平成18年度 石川県バリアフリー社会推進賞 最優秀賞

■活用施策

○施策名(実施主体、年度)

中小企業知的財産戦略支援事業(石川県産業創出支援機構 平成19年度)

○施策活用の概要

弁理士派遣を6ヶ月(月1~2回)受け、知財の保護、営業秘密の保護に関する講習を受けた。

■施策活用による効果

○施策活用以前に抱えていた課題

自社製品を販売する代理店などから、特許製品ではないことを指摘されていた。他社製品を侵害したり、市場に参入されたりすると代理店も売り続けられなくなり迷惑がかかるが、会社の規模も小さく知財への取り組みは難しかった。

○施策活用の目的、得られた効果

営業秘密の保護を中心に、知財戦略への道筋を付けることが大きな目的であった。半年の派遣で目に見える成果があがったわけではないが、土台はできたと感じている。弁理士派遣では2名だけが受講していたが、その後社内の勉強会に発展し、社内の営業秘密に対する意識も徐々に変化している。細かい話だが、コピー裏紙の取り扱いだけを取っても従来に比べ大きな変化である。

また、派遣された弁理士や石川県産業創出支援機構を通じて従来付き合いのなかった業界とのマッチングも実現しており、新しい情報が得られるようになってきている。

派遣された弁理士とは、現在顧問契約を結んでいる。

■施策活用の経緯

もともと公共工事関係の業界では特許はあまり浸透していない。公共調達が入札制度が中心であり、独占的な工法や材料を公共工事を使用することは入札制度になじまないからである。当社の場合は、公共事業が中心の道路工事の分野から、駐車場の標示や、サイン・看板など、民間事業分野に進出したことが特許を意識する契機となっている。民間との事業はそれまでのビジネスの進め方とは異なることが多く、とくに販売代理店はその製品の優位性や、長く売り続けられるかどうか、ということをととても気にする。

つまり特許製品であれば代理店も安心して事業ができるし、扱ってもらえる機会が増えるということである。自分たちのためだけでなく、我々のビジネスを支えてくれる周囲の人たちのためにも知財への取り組みが必要となってきた。特許製品を扱うことで、社内のモチベーションを上げようという意識もあった。しかしながら、現在の主力商品は当初の発売から15年が経過しており、またオーダーメイドによる少量生産であるため知財として保護するやり方には馴染まない。このため、弁理士の派遣指導ではノウハウ管理、営業秘密保持に主眼を置いて講習を受けた。6ヶ月の指導の結果、従来あまり意識していなかった営業秘密に関する社内の意識は高まっている。

知財で保護するという点については従来の事業分野に直接的な影響はないが、一通りの知識は得ることができたので、これから新製品の開発に取り組む際には効いてくると感じている。

■施策活用のポイント

活用した専門家派遣事業は費用も安く、また頻繁に指導を受けることができる。スポットで支援を受ける相談事業や講習会などに比べ、より明確な成果につながると考える。



路面標示材「クイックシート」施行例

「分かりやすい特許マップ」で社員が意識を共

- 株式会社石野製作所（石川県金沢市）
- 昭和37年4月設立
- 資本金／5,000万円
- 事業内容／回転寿司コンベア機、寿司周辺機器、食品加工機器の製造
- 平成18年度 元気なモノづくり中小企業300社に選定（経済産業省）
- 平成20年度 産業財産権制度活用優良企業等表彰（意匠活用優良企業、特許庁）

■活用施策

○施策名（実施主体、年度）

中小企業知的財産戦略支援事業（石川県産業創出支援機構 平成17年度）

○施策活用の概要

専門家派遣により特許マップの作成指導を受けた。当社の特許群の位置づけと他社特許に対する注意点を確認し、当社が今後出願すべき内容の方向性の戦略立案を行った。

■施策活用による効果

○施策活用以前に抱えていた課題

以前より知財に関する意識は高く、権利マネジメント体制も十分なものを構築しているが、社員全員、とくに開発部門以外の社員に意識が浸透しているわけではなく、自社のポジションや開発の方向性をコンセンサスとして共有できていなかった。

○施策活用の目的、得られた効果

全社員に分かりやすい特許マップを作成し、どこが自社の権利となっているか、どこで他社と競合しているか、当社が世の中でどのようなポジションにあるかが一目で分かるようにしたかった。社内教育も兼ねてのことである。

このマップにより、当社が追いかけているものが何か、また当社がどこに追われているかが良く分かるようになり、営業部門から開発部門に活発な質問や意見が出るようになり、営業部門が顧客にスムーズな説明を行えるようになった。社内の意識向上と知的財産の有効活用に大いに役立っている。

もちろん、過去に取得してきた特許・意匠についての整理と今後の方向性の明確化、商品開発における無駄や漏れの排除という、特許マップ本来の役割も十分に果たしている。

■施策活用の経緯

当社の知財への取り組みは昭和41年の「イシノ式麻袋開口機」を開発したことに始まる。これは昭和34年に織機のばねを作る町工場として創業して以来の待望の自社製品であった。実用新案登録を行い、大きな売り上げを達成した。自社開発の重要性と知財の効果を実感した。これが当社の権利意識の原点であり、「モノを作ったら権利化する」という以後のポリシーにつながっている。

回転寿司業者から相談を受け、昭和49年に開発した自動給茶装置付き寿司コンベア機以来、回転寿司事業において省力化を実現する様々な機械製品を次々と開発し、食品加工機器メーカーとして発展を続けている。それらの全てにおいて徹底した権利マネジメントを実施しており、情報収集→開発管理→出願選定→評価のサイクルで知財管理を行っている。特許だけではカバーできない権利は部分意匠など意匠権を駆使して保護しており、積極的な知財経営を実践している。

その戦略の基盤となるのが特許マップであるが、従来作成した特許マップは開発部門のマネジメントには役立っているが、それ以外の社員が理解するには難しいものであった。また、会社の目指す方向、業界内でのポジションを全社員が共有し、意識を向上させることの必要性も感じていた。そのため、新たに「分かりやすい特許マップ」を作成し、社員全員の権利意識を高めることを狙い、石川県産業創出支援機構の事業を活用した。

新しい特許マップではどこが権利になっているか一目で分かり、またそれぞれの項目について一行で簡潔に説明するようにしている。

■施策活用のポイント

先進的な知財経営を実践している企業でも、社員全員で意識を共有し、また社員全員の意識を高めることはなかなか難しい。知財を社員の身近なものにさせるにあたり、外部の専門家を活用することは有効と考えられる。



回転寿司コンベア機

第 2 部

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 知 | 財 | 経 | 営 | の | 実 | 践 | に | 役 | 立 | つ |
| | 支 | 援 | 策 | 活 | 用 | の | ポ | イ | ン | ト |

知財経営のプロセスに沿って、支援策活用のポイントを整理しました。

1. 知財経営のプロセス

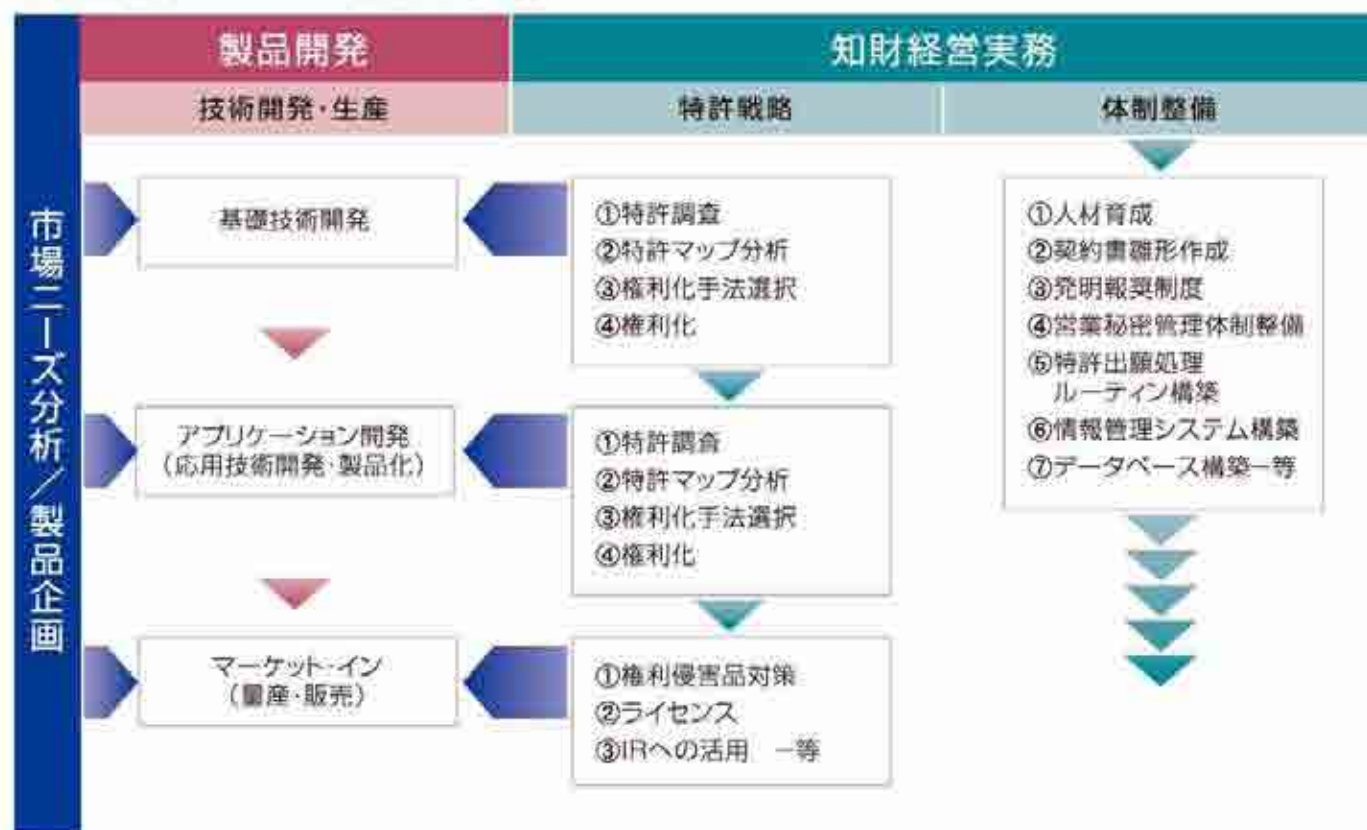
知財経営の導入によって技術開発の成果を権利化し、それを活用することで市場における競争優位を確保するためには、製品の開発から量産・販売にいたるプロセスの中でどのような取り組みが求められるでしょうか。

一般に、企業が新規の製品を開発し、市場に送り出すまでには以下のプロセスを踏みます。



これらの一連の製品開発プロセスの中で、それぞれ知財経営実務への取り組みが必要となります。具体的には以下のとおりです。

●製品開発プロセスと知財経営実務



製品開発プロセスにおける知財経営実務の解説

製品開発における「製品企画・基礎技術開発・製品化・販売」の各ステップごとに、知財経営の実務面では様々な対応が必要となります。主なものは、以下のとおりです。

1 特許調査【この技術・製品を市場に出せるか確認する】

既に確立されている技術や形成されている市場はあるか。
当該分野ではどのような特許が出願されているか、他者特許の侵害にならないか。

2 事業分析【この技術・製品の優位性や、市場のニーズを確認する】

当該市場での自社のポジションはどこか。目指すべき方向は何か、カバーできていない分野はどれか。

3 権利化手法の選択と権利化【この技術・製品を守る方法を定める】

事業や製品をどうやって守っていくか。他社との競合や参入をどう回避するか。

4 知財の活用【この技術・製品で更なる利益を上げる、市場を拡大する】

侵害への対応をどうするか。外国出願を行うべきか。意匠や商標をどう組み合わせるか。
ライセンス対応をどうするか。

5 体制の整備【社内外の人材の使い方や知財管理の方法を定める】

外部専門家をどう活用するか。社内の人材育成や意識の向上をどう進めるか。
知財担当者は必要か。知財をどう管理するか。秘密保持のために何が必要か。

これらについて、具体的に見ていきましょう。

1 特許調査を行う（特許を知る、市場を知る）

まず必要なことは、「開発に成功した場合にマーケットを主導できるか」という点について十分な調査・分析を行うことです。そのために最初に行うべき実務が「特許調査」です。

特許調査の結果、類似した技術内容の特許が出願されていないことが分かった場合には、その市場をリードできる可能性が十分にあるといえます。このような事業は、マーケットが成長すれば大きな成功を見込めます。この場合は技術開発を進めるとともに、積極的な特許出願を行うべきです。

一方、特許調査によって、開発を進めようとしている技術と類似した内容の特許が数多くの企業から出願されていることが明らかになった場合は、仮に開発に成功したとしても、これらの特許との抵触調整を強いられることとなります。クロスライセンス等の有効な対抗策を講じられる場合を除いて、事業撤退の可能性についても検討を行うべきでしょう。

特許調査を行うことによって、当該事業がマーケットにおいてどのようなポジションを獲得できるか予測することが可能です。また、これにより開発にかけられるコストについても概ね判断することが可能と考えられます。

2 事業分析を行う (自社の位置を知る、目指す方向を決める)

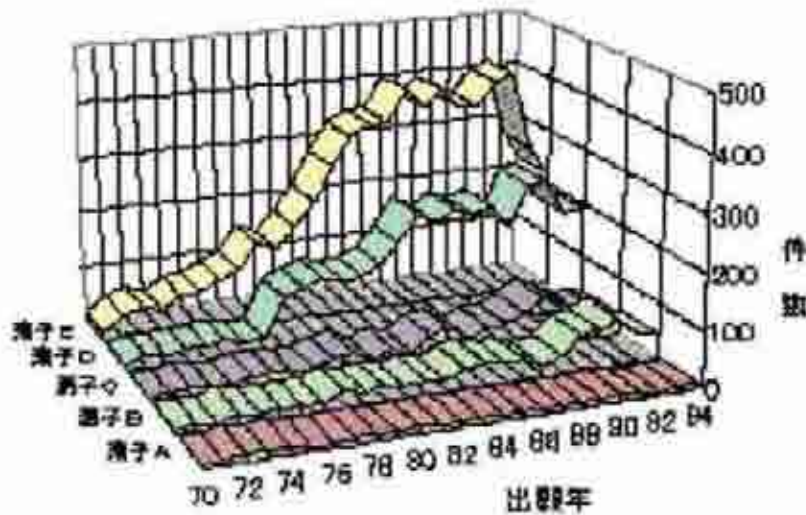
上記の特許調査の結果を平易に整理・理解するための手法として、調査結果をマップ上に表現した「特許マップ」があります。特許マップを作成することによって、経営者は客観情勢を踏まえた判断を下すことが可能となります。

特許マップの例 (その1)

5種類の素子に関する出願傾向を示したもの。

素子D、素子Eについては既に他社による出現が多く、この分野に開発投資を集中することには一定のリスクが存在することが分かる。一方素子Aは他社による出願が少ないが、市場自体が存在しない可能性もあり精査が必要である。特許庁ウェブサイトより転載。

(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/tokumap.htm)



特許マップの例 (その2)

ある光学機器に関し、要求項目ごとに特定の競合他社との関係でいかなる特許出願傾向にあるかを示したもの。自社と他社の出願傾向の差異を評価し、自社の強み・弱みを客観的に判断することが可能となる。特許庁ウェブサイトより転載。

(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/tokumap.htm)

☆他社 ★自社

| | 信頼性 | | 経済性 | | 品質性 | | 安全性 | | 合計 | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|----|----|
| | ☆ | ★ | ☆ | ★ | ☆ | ★ | ☆ | ★ | ☆ | ★ |
| 調光 | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | 20 | 32 |
| | ★★★ | ★★★★★ | ★ | | ★ | | ★★ | | 12 | |
| 熱線反射 | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | 21 | 31 |
| | ★★★★★ | | | | ★★ | | ★ | | 10 | |
| 遮光 | ☆☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | ☆☆☆☆ | 16 | 20 |
| | | ★ | | | ★ | | ★★ | | 4 | |
| 合計 | 16 | 26 | 15 | 22 | 14 | 18 | 12 | 17 | 57 | 88 |
| | 10 | | 7 | | 4 | | 5 | | 26 | |

「合計」欄：上段他社、下段自社の権利数

③ 権利化手法の選択と権利化を行う（事業を守る手段を決める、出願する）

特許調査を実施し、その結果市場をリードする可能性が十分にあると判断される場合には、開発成果を適切な方法で保全・権利化することが必要となります。開発した技術資産を特許出願により保護するか、あるいはノウハウ（営業秘密）管理により保護するかは、保護の対象となる技術の内容、そして両手法の長所・短所を考慮したうえで判断することになります。

④ 製品・事業の保護などへ知財を活用する（事業を実施する）

開発の結果、製品を市場に送り出すこととなります。この段階で特許がはじめて活かされることとなります。特許の活用方法としては、例えば特許権に基づく警告や訴訟などの法的手段による競合他社の市場参入の抑制や、投資家に対する自社の優位性のアピールなどがあります。

⑤ 知財管理体制を整備する（社内体制を固める）

以上のような知財管理実務を適切な方法で行うには、知財管理体制を整備する必要があります。中小企業であれば、以下の取り組みが考えられます。

- 社員の知財意識の向上・スキル習得促進（人材育成）
- 他社との共同研究・取引等を想定した事前の契約書雛形の作成・保有（自社に不利な契約の回避）
- 発明報奨制度の整備による社員の士気向上（知財の創造を促進する体制整備）
- 営業秘密管理規定の整備（ノウハウ管理による技術資産の管理を可能とする）
- 特許出願ルーティンの整備（知財担当者の設置、社内における開発から権利化までの仕組みの整備）

知財経営の実務には以上のような取り組みが必要となりますが、中小企業やベンチャー企業がこれらの取り組みを自力で一から進めることは容易ではありません。しかしながら、中部知的財産戦略本部に関わる各機関では、こうした知財経営のプロセスごとに様々な支援策を提供しています。それでは、各プロセスをもう少し噛み砕きながら、それらの支援策がどのように活用できるか、実際に支援策を活用した企業の事例を交えて紹介していきましょう。

このパートは特許庁「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2006」（平成19年3月）および特許庁「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」（平成20年3月）に基づき記述しています（図表を含む）。これらの資料は特許庁ウェブサイト（<http://www.jpo.go.jp/>）よりダウンロードできます。

2. 知財経営のプロセスと支援策活用

(1) 基本技術を活かす

基本技術を特定する＝自社の強みを理解する

知財経営がとくに有効なのは、自社の競争力(製品が売れている理由)が「技術」にある場合です。では、とくに強みのある自社技術は何でしょうか。それは、同業他社に比べどのくらい優位性や先進性がある技術でしょうか。

SWOT分析(*)で自社の強み・弱みを確認してみましょう

【手法】SWOT分析

【目的】自社の強み・弱みを分析する

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行う事業です。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、**各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。**

知財戦略を検討するにあたり、自社の特徴、強み・弱みについての分析を依頼することも可能です。

(*)SWOT分析は、自社の強み・弱みを把握する際に活用される手法の一つです。

企業の強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)について分析し、評価を行います。強み・弱みは主として企業の内部要因を分析(内部環境分析)、機会と脅威は外部要因(外部環境要因)を行います。いずれも客観的な評価・分析が必要であり、支援策を活用して第三者の評価を得ることを考慮しましょう。

SWOT分析のイメージ

| | |
|------------------|---------------------|
| 強み (Strength) | 機会 (Opportunity) |
| 弱み (Weakness) | 脅威 (Threat) |
| 内部環境分析 | 外部環境分析 |

SWOT分析で技術者教育の必要性が明らかに

自動車部品製造業A社(愛知県)の事例

活用支援策:「地域における知財戦略支援人材の育成事業」(中部経済産業局)

マニュアルトランスミッション(M/T)向けギヤを主力製品とする製造業A社は知財経営の導入を目指し、弁理士・技術士等による支援チームの派遣指導を受けた。支援チームはまずSWOT分析でA社の問題点を分析した。

●A社のSWOT分析結果

| 内部環境 | 外部環境 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 強み | 機会 |
| ①トップの特許意識が高い ・報奨制度規定あり ・発明提案制度あり ・早くから鍛造歯車の形状特許を多数取得し、他社の参入を阻止 ②技術者意識が高い ③M/Tギヤに強い ④系列に属さない | ①原油高の影響により燃費効率のよいM/T車の需要が見込まれる ②欧米への輸出比率が高い ③ギヤの用途が拡大 |
| 弱み | 脅威 |
| ①近年特許出願が進まない ②特許情報を活用できる人材の育成が進まず ③ノウハウ管理の方法が徹底されていない ④弁理士との連携がうまくいっていない | ①競合他社の動向の把握漏れの心配 ②欧米諸国以外での対応を取っていない |

支援チームはこの結果を受けて特許情報の十分な活用が必要と判断し、特許調査と特許情報の有効活用について技術者に対する教育を行った。また、信頼できる弁理士を複数名紹介するなどした。

特許調査(*)で関連技術や他社の動向を把握しましょう

【手法】特許調査

【目的】自社技術の客観的な優位性を比較・把握する

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

相談窓口・相談会弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、**各県の中小企業支援機関**により事業が整備されています。特許調査の具体的な手法について指導を受けることができます。

相談窓口・相談会

各県の知的所有権センターに常駐している「**特許情報活用支援アドバイザー**」が無料指導・相談活動を行う制度などがあります。

情報・サービスの提供

特許庁が無料で先行技術調査を行う「**中小企業等特許先行技術調査支援事業**」をはじめ、「**特許情報の無料検索・閲覧**」(工業所有権情報・研修館名古屋閲覧室、各県知的所有権センター)、「**海外情報の提供**」(JETRO)などがあります。

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する**知的財産セミナー**の中には、先行技術調査の手法に関するものや、IPDLの利用講習等があります。

(*) 特許調査の対象となる特許情報には「公開特許広報」と「特許広報」があります。前者は特許出願から1年半後に全ての特許情報について公開されるため、特許にならないものも含まれていますが比較的最新の技術情報が得られます。後者は審査により特許となったものを掲載しているため、他社の権利であることを示します。どちらか片方だけではなく、両方をチェックする必要があります。

他社動向を把握し開発方向を修正

金属加工業B社(石川県)の事例

活用支援策:各種セミナー

公的機関の講習会でIPDLの利用方法を勉強している。開発中の製品に使用される部材の素材に関する特許が他社から既に出願されていることがIPDL検索で分かり、開発の方向性を早期に修正できた。

先行技術調査をきっかけに社内体制を整備

プラント製造業C社(石川県)の事例

活用支援策:「中小企業知的財産戦略支援事業」(石川県産業創出支援機構)

「特許マップ作成支援」(石川県)

10回の弁理士の派遣支援を受け、開発に取り組み中の技術の先行技術調査を行った。国内の公開特許を中心に、その重要性の評価及び技術動向調査を企業別に実施した。この支援をもとに石川県の特許マップ作成支援制度を活用して特許マップを作成した。

こうした取り組みの結果知財整備の必要性を認識し、社内に専門部署を設置、従来は技術者個人の判断で行われていた出願の可否を組織的に行う体制ができている。

複雑な先行技術調査にアドバイザーを活用

農業機械製造業D社(三重県)の事例

活用支援策:「特許情報活用支援アドバイザー」(三重県知的所有権センター)

先行技術調査にあたっては自社内でIPDL検索を行っているが、複雑な検索が必要なケースでは特許情報活用支援アドバイザーを活用している。

特許調査の結果を特許マップ(*)にして客観的な判断の材料にしましょう

【手法】特許マップ作成

【目的】自社技術の客観的な優位性を比較・把握する材料とする

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。特許調査と併せてその分析方法などについて指導を受けることもできます。

資金的支援

石川県では特許マップの作成費用の3分の2を補助する特許マップ作成支援制度を整備しています。

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する知的財産セミナーの中には、特許マップの作成に関するものも含まれています。

(*)特許マップによって当該技術分野における他社の動向や、自社の技術の比較優位性などが明らかとなります。これにより、技術を保護する上でより効果的な特許の取得方法の検討や、今後の開発分野を見極めることが可能となります。(特許マップの例は24ページを参照)

市場や開発の方向を明確に把握

生活家電用・産業機器用ブラシ製造業E社(愛知県)の事例

活用支援策:「地域における知財戦略支援人材の育成事業」(中部経済産業局)

あらゆる産業分野に対応したブラシの研究開発・製造を行っているB社は知財経営の導入を目指し、弁理士・企業OB等による支援チームの派遣指導を受けた。支援チームは「生活家電に関わるクリーン事業」に同社の技術的な強みと市場の拡がりを感じ、特許マップを作成して同社の事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略の構築の礎とすることを提案した。

結果として顧客ニーズ、開発動向、潜在的市場などを、数値化された明確な形で把握することができるようになった。同社では特許マップの作成手法をマスターし、今後の経営戦略に重要な武器を得たと感想を述べている。

基本技術を活用する＝自社の強みを武器に変える

同業他社に比べ優位性や先進性が特定された技術を自社の強みとして活用することで事業の拡大や安定化を図ることができます。ここでも様々な支援策が活用できます。

自社の技術の特許かノウハウ(*)のどちらで保護するかを峻別しましょう

【手法】特許出願に関する基礎知識の習得と技術保護方針の検討

【目的】①特許出願とノウハウ保護の違い、メリット・デメリットを理解する

②自社技術の保護方針を決定する

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、**各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。**技術活用の基本的なノウハウについての指導や、技術保護の方針についての助言を受けることもできます。

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する**知的財産セミナー**では、特許活用の基本的な知識を習得することができます。

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が**総合的な相談窓口**を設置しています。また、随時開催される**相談会**で専門家にアドバイスを受けることも可能です。

(*)特許出願とノウハウ保護には以下のような特徴の違いがあります。

| | 特許 | ノウハウ |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前提 | <ul style="list-style-type: none"> ○特許を出願し、審査後登録されて権利となる ○今までにない新しい発明であること(新規性)、容易に思いつく発明ではないこと(進歩性)等が必要 ○出願すると1年6ヶ月後に公開 ○出願のみでは審査されず、出願から3年以内に審査請求を行うことが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○出願手続きは不要 ○法律上営業秘密として保護されるためには、公然知られていないこと(非公知性)、秘密として管理されていないこと(秘密管理性)、事業活動上有用な技術の情報であること(有用性)等が必要 |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○権利期間は出願から20年(有限) ○特許権者に独占的な実施権有(国内のみ有効) ○出願や維持費用が発生 ○出願内容等が公報掲載されるため、全世界に技術が公開 | <ul style="list-style-type: none"> ○権利期間制限なし ○他社も同様の発明をした場合等には、他社も利用したり、他者が出願する可能性有 ○外部費用は発生しない ○秘密管理を徹底すれば、外部流出はしない |

ノウハウ保護では独占的な事業実施の権利は発生しませんが、以下のような場合に選択の可能性があります。

- 発明の実施事業（製品の製造や販売、自社内実施など）から発明の内容が漏れない場合
- 発明の内容からして、競合他社が独自に開発することが著しく困難と判断される場合
- 特許権を取得したとしても、その発明を他社が侵害していることの発見が困難である場合
- 発明に関する製品市場が、他社が全く興味を示さないようなニッチ市場である場合
- 犯罪防止技術などの発明であるために、発明内容を開示してしまうことによって発明家地を著しく損なう場合
- 共同研究開発のパートナーや製品納入先との関係で秘密保持契約の対象となっている場合
- 特許出願をしても進歩性などの特許要件で拒絶されてしまう可能性がある場合

参考：「戦略的な知的財産管理に向けて」（特許庁、平成19年4月）

ノウハウ管理の基本的な知識を習得し社内体制を整備

機械設計・製造業F社（愛知県）の事例

活用支援策：「地域における知財戦略支援人材の育成事業」（中部経済産業局）

知的財産の管理向上を図る上で、従業員に対する基本的な知識を向上させる必要があることから、専門家派遣により社員講習を行い、また顧客からの請負業務の中からアイデアが生まれることが多いことや、産学連携を推進していることから大学側の発表への対応が必要であることなどを踏まえ、出願のタイミングや秘密保持契約の注意点などを学んだ。今後活用できるノウハウとして獲得している。

工事資材製造業G社（石川県）の事例

活用支援策：「中小企業知的財産戦略支援事業」（石川県産業創出支援機構）

特許活用を図り、また特許が取れない従来製品を守るため、専門家派遣によりノウハウ管理手法を学んだ。部門を問わず社員全体の知財への意識が向上し、秘密情報管理に関する社内ルールが整備された。

技術の特許で保護しましょう(*)

【手法】特許出願を行う

【目的】特許出願によって自社の技術を保護する

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。特許出願の準備から出願、審査請求、登録、活用に至る一連の流れについて指導、助言を受けることができます。

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。また、随時開催される相談会で専門家にアドバイスを受けることも可能です。各県知的所有権センターでは特許情報活用支援アドバイザーによる無料指導・相談も受けることができます。

資金的支援

出願・審査・登録のそれぞれにおいて資金的支援策が整備されています。研究開発型中小企業に対して審査請求料及び特許料が半額減免になる減免制度(中部経済産業局)のほか、出願・登録に関する費用の助成・融資制度(各県)などがあります。海外特許取得費用の助成制度も「海外特許取得事業費補助金」(愛知県)などが整備されています。

情報・サービスの提供

特許庁ではテレビ面接審査や出張面接審査、また早期審査制度など、効率的な審査を可能とするサービスを実施しています。

(*)特許出願手続きは専門的な知識や経験がない場合には容易ではありません。時間とコストを判断した上で弁理士を活用することを検討してみましょう。

日本弁理士会東海支部、北陸支部がそれぞれ無料相談窓口「特許・意匠・商標なんでも110番」を設けているほか、日本弁理士会の弁理士検索サービス「弁理士ナビ」(<http://www.benrishi-navi.com/>)で地域、専門分野、取り扱い業務等の条件に合致した弁理士を探すことができます。

特許出願実務を実際に経験して意識が向上

住宅建材等製造業H社(愛知県)の事例

活用支援策:「中小企業知的財産戦略支援事業」(愛知県中小企業振興公社(現・あいち産業振興機構))
特許範囲の見極めや流れについて、派遣された弁理士より直接指導を受け、設計開発者が自ら特許出願を行ってみることで、特許出願から登録までの流れについて知ることが出来た。このことで、設計開発者の知財権に対する意識を高めることとなった。現在では特許電子図書館の活用をはじめ、自ら似た製品を避けた開発など意識しながら新規製品開発に取り組んでいる。

早期審査制度で出願公開前に登録まで完了

健康食品製造業I社(石川県)の事例

活用支援策:「早期審査制度」(特許庁)

新商品開発の目処がつき、特許出願を行った。このとき、出願人が中小企業、又は個人である場合に利用できる早期審査制度を活用し、出願公開前に早期審査を申請した。出願してから11ヶ月後、出願公開の前に特許査定が完了し、特許登録に至った。

ノウハウ保護を選択する場合は社内体制を構築しましょう(*)

【手法】営業秘密管理のための体制・ルールを明確化する

【目的】ノウハウで保護している技術の流出を防ぐ

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。管理すべき営業秘密の絞込みのほか、社内管理体制の構築に向けた指導・助言、契約手順（雛形）・規則の作成などにあたっての指導・助言を受けることができます。

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。また、随時開催される相談会で専門家にアドバイスを受けることも可能です。

(*)営業秘密管理にあたっては社内のリスクの有無を自己判断することは難しいことです。支援策を活用して、第三者の評価を得ることも考慮しましょう。

また、ノウハウで保護する技術については、どんなに厳重な営業秘密管理を行っていても他社が独自に開発し特許として取得するリスクが存在します。社内体制の整備と併せて、先使用权の確保などにも配慮する必要があります。先使用权確保の手法としては、公証制度の利用や研究日誌の作成などが有効とされています。

先使用权の証明手法を獲得

自動車部品製造業K社（愛知県）の事例

活用支援策：「地域における知財戦略支援人材の育成事業」（中部経済産業局）

専門家チームの派遣を受け、他人に実施されても発見が難しい分野についてノウハウとして保護することを検討、ノウハウ保護システム作りに取り組んだ。

具体的には先使用权の発生要件に対応した証拠資料のリストアップと作成・保管の方法および手順について習得した。

営業秘密管理システムの整備に取り組む契機に

精密自動車部品製造業J社(三重県)の事例

活用支援策:「地域における知財戦略支援人材の育成事業」(中部経済産業局)

エンジン、トランスミッションなどの精密自動車部品の研究開発・製造を行っているJ社は知財管理のための基盤整備を目的として弁理士・中小企業診断士等による支援チームの派遣指導を受けた。支援チームは知財戦略の企画機能の強化、職務発明制度はじめとする知財管理システムの構築を指導し、併せて営業秘密の管理システムについても助言を行った。

同企業では営業秘密を収集・管理する仕組みとして社内登録制度を有していたことから、この社内登録制度を改善提案制度や技術報告書制度等の他の制度とリンクさせて、営業秘密の取りこぼしを防ぎ、また営業秘密へのアクセスおよび保管等の管理基準を策定することで営業秘密管理の強化を図るモデルケースの提案を行った。これを受けて、同社では知財管理の事務局を明確にした上でシステム整備に取り組んでいる。

(2) 市場に投入するアプリケーション(応用製品)を開発する

研究開発投資を行う

基本技術の保護ができれば、これをベースに市場に投入するアプリケーション(応用製品、応用技術)を開発し、基本技術を収益に変えることが必要です。アプリケーションの研究開発には投資が伴います。投資にあたって考慮すべきポイントと活用可能な支援策は以下のとおりです。

投資前に特許調査(*)を行い、重複研究など無駄な投資を回避しましょう

【手法】特許調査

【目的】既に他社が出願しているなど競合する研究開発への投資を避ける

【活用可能な支援策】

→29ページ参照

(*) 特許情報は日々更新されているため、特許調査は経営判断を伴う様々なタイミングで必要となります。とくに多大な投資を行う前には必ずチェックしておくべきでしょう。専門家の指導やセミナー受講などによって、ある程度自社内でチェックできるスキルも獲得しておくことが望ましいといえます。

研究開発資金の確保に支援策を活用できる可能性もあります(*)

【手法】公的資金の導入、知財担保融資の活用等

【目的】研究開発投資に必要な資金の確保を図る

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

中小企業の研究開発への支援は、国をはじめ様々な支援機関で実施されています。

また、「新事業育成資金」(中小企業金融公庫)では、他の企業に活用されていない知的財産権を活用して事業を行う際、一定の製品化および売り上げが見込める場合に融資を行っています。

また、日本政策投資銀行では、中小・ベンチャー企業の新製品・商品の開発、新たなサービス事業の実施に係る資金を知的財産権を担保に融資する制度も整備しています。

(*) 研究開発資金に関する支援策は、知財関連支援策にかかわらず多く整備されています。中部経済産業局やお近くの支援機関にご相談ください。また、その多くは年に1~数回の公募を経て採択されるものですので、各支援機関のホームページなどを定期的にチェックされるようお勧めします。

また、公的な支援策ではありませんが、一部の民間金融機関でも、知的財産権の信託制度や知財担保融資制度を提供しています。

コラム:知的資産経営という新しい流れ

特許権などの知的財産権を保有していると、独占的な事業の継続が可能であるという「安定性」や革新的な技術を有しているという「将来性」が、金融機関や投資家に評価され、資金調達が可能となるケースがあります。特許マップや第三者機関の評価資料をIR資料として活用している企業もあります。また、近年では知的資産報告書を作成・公開する企業も増えています。中小企業基盤整備機構や、お近くの相談窓口などにお問い合わせください。

他社や大学等と共同研究を行う、 または他社や大学の技術成果を活用する

アプリケーションの開発、製品化にあたっては、他社や大学などを研究開発のパートナーとすることも選択肢の一つとなります。自社の保有技術のみでは開発を完成させることが困難な場合や、資金的な余裕がない場合などはとくに有効となります。

※公的機関等の資金的支援策の中には、複数の主体による共同研究であることが支援の条件となっているものもあります。

ただし、共同研究にあたっては相手方とトラブルが生じるリスクもあり、契約やノウハウ管理に注意が必要です。

また、自社の技術の不足部分を補う研究成果や権利を他者が保有している場合、その権利についてのライセンス・譲渡を受けることも選択肢に入ってきます。これらについての支援策も用意されています。

共同研究等に際してのリスクを判断しましょう(*)

【手法】共同研究や受注に際してのリスク診断

【目的】技術流出や不利益な契約の防止を図る

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。技術流出防止のための社内体制の整備や、共同研究時の契約に際しての留意点などについての指導・助言を受けることができます。

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。技術流出リスクが懸念されるときや実際にトラブルとなった場合に弁護士等の紹介が可能な窓口もあります。

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する知的財産セミナーでは、技術流出防止対策に関するものも含まれています。

(*)技術流出防止については、共同研究時だけでなく取引先にサンプルや試作品を提供する際にも対策を講じておく必要があります。技術流出対策については中部経済産業局「技術流出防止マニュアル」(平成21年3月発行)をご一読ください。中部経済産業局ウェブサイトからダウンロードできます。

契約書の不備を発見、改定することができた

健康食品等製造業L社(石川県)の事例

活用支援策:「中小企業知的財産戦略支援事業」(石川県産業創出支援機構)

派遣された弁理士の指導、チェックによって、共同開発相手および代理店との契約書類の内容に、当社にとって不利な条件のものが発見された。相手との修正協議によって不備な点を改定することができた。

大学との共同研究に秘密保持契約を導入できた

健機械設計・製造業M社(愛知県)の事例

活用支援策:「地域における知財戦略支援人材の育成事業」(中部経済産業局)

以前より大学と共同研究を行う際、事業に至っていない段階で大学側が学会などで発表してしまうことに釈然としない思いだったが、派遣された弁理士の指導によって、共同研究契約時に秘密保持に関する条項を盛り込むことが可能と知った。今後は安心して共同研究に取り組むことができる。

他社や大学の技術を活用してみましょう(*)

【手法】開放特許の活用

【目的】自社の技術だけでは対応できない事業・製品開発を実現する

【活用可能な支援策】

相談窓口・相談会

各県知的所有権センターに常駐している、知的財産権の流通に関する専門家である特許流通アドバイザーが無料指導・相談を行っています。特許導入を希望する企業に対するアドバイスや、研究機関・大学等が保有する特許の産業界への移転の支援等を行います。

資金的支援

「知的財産活用促進事業費補助金」(愛知県)では他社の未利用特許や産業技術研究所の技術を活用して研究開発を行う際、経費の一部に補助を行っています。また、石川県では開放特許の活用に関し事業化可能性調査への助成や、設備投資・経費に対する融資を行っています。

(*) 他社等からライセンスを受ける場合には、事業化に際して使用料を支払う必要があります。また、ライセンスを受けた改良技術の取り扱いに制約を受ける場合もあります。

開放特許の活用に関する情報は、(独)工業所有権情報・研修館のウェブサイトの特許流通促進事業のページ(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/index.html>)に詳しく掲載されています。また、同ページからは開放特許のデータベースにもアクセス可能です。自社の特許を流通させたい場合にこのデータベースに情報を掲載することも可能です。

受注環境厳しい中、新規事業の開拓を実現

建設業N社(富山県)の事例

活用支援策:「特許流通アドバイザー」(富山県知的所有権センター)

建設業としては受注が減少する中、特許流通アドバイザーに紹介された他社の工法技術を導入し、新規事業として取り組んで受注減少に歯止めをかけることができた。相手先の紹介から契約内容のアドバイスまで支援を受けている。

(3) 製品を市場に投入する

より強い権利で事業や製品を保護する／ より早く事業や製品を保護する

特許権はいったん取得すれば事業や製品を独占できる強い権利になりえますが、一方で審査期間が長く、また取得・維持費用も中小企業には少ない負担とはいえない場合があります。さらに、強い権利とは言っても出願内容によっては完璧に他者の参入を防ぐことができない場合があります。係争となった場合はその費用や手間も負担となります。

他社に対する参入障壁をより高め、事業や製品を守るためには知的財産を最大限活用して製品全体を保護することが必要です。基本技術を中心に、周辺技術や改良技術についても出願し、強い特許網(パテントポートフォリオ)を形成することで、他社の参入を防ぎ、シェアの向上や利益率の向上が実現できます。

また、特許より負担が軽く、また特許と組み合わせることでより強い権利となりうる意匠権、商標権の活用も検討してみましょう。まずはセミナーや文献で、意匠権・商標権の制度内容や特徴を知ることが重要です。

より強固な特許網(パテントポートフォリオ) (*)の構築を目指しましょう

【手法】基本特許と周辺特許の組み合わせで権利を強化する

【目的】他社に対する参入障壁を高め、事業や製品の市場を確保する

【活用可能な支援策】

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。特許網の構築には特許マップ(25ページ参照)の活用が有効です。

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。また、日本弁理士会の「特許・意匠・商標なんでも110番」では、専門知識を持つ弁理士が無料で相談に応じています。

(*)ポートフォリオの語源は「砦」と言われており、パテントポートフォリオとは多数の特許群で事業や製品を守ることを表します。単一の特許でその製品市場の全てをカバーすることが不可能な複雑な製品では必要な対策です。

意匠権・商標権の活用や特許との組み合わせも考えてみましょう(*)

【手法】意匠権、商標権の出願

【目的】事業や製品をより強い権利で保護する／早期に模倣品対策を講じる

【活用可能な支援策】

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。また、日本弁理士会の「特許・意匠・商標なんでも110番」では、専門知識を持つ弁理士が無料で相談に応じています。

資金的支援

岐阜県、富山県などでは、特許だけでなく意匠権・商標権を含む知的財産権全般（地域団体商標を含みます）の出願登録に要する費用への融資や助成を行う制度があります。また、愛知県では海外への特許・意匠・商標出願に対する助成制度があります。

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する知的財産セミナーでは、意匠権・商標権に関するものも含まれています。

(*) 意匠権とは物品の特徴的な概観にかかわる産業財産権です。最終商品だけでなく、金具・アルミ軽材の断面形状やレース生地などの中間製品にも利用されています。特許権と比べ、審査期間が短く、また権利取得のための費用が安価で、権利侵害された場合の発見が容易であるなどのメリットがあります。最近では海外での模倣品対策としての活用が注目されています。

商標権は商品のネーミングや図形、記号、立体などを保護するもので、商品のブランド構築に重要な役割を果たします。自社の強みが技術的要素でない場合には他社との差別化に重要な役割を果たし、また強みが技術的要素である場合でも、「高品質・高技術」のイメージの確立に役立てることができます。

いずれも、特許権との組み合わせでより強い権利とすることができる場合があります。

コラム:模倣品対策に意匠権を有効活用しよう

意匠権は物品の特徴的な外観にかかわる産業財産権です。デザインにその製品の特徴（機能も含め）が顕れている場合などには製品を守る上で重要な権利となります。特許より少ない費用で短期間に登録でき、権利を取得しやすいこともあり、短期間で市場に出回る最終製品を保護できるため、模倣品対策として注目されています。実際、国内で意匠権を保有しているため海外からの模倣品の流入を水際で食い止めたケースも増えています。

第一部で紹介した株式会社石野製作所（石川県）は意匠活用優良企業として、平成20年度産業財産権制度活用優良企業表彰（特許庁長官表彰）を受けていますが、一つの製品で250件を超える部分意匠を登録するなど、徹底した知財戦略で製品を守っています。

侵害や警告に対応する

他社の製品が自社の権利に抵触する場合や、逆に自社製品が他社の権利に抵触したとみなされる場合には、侵害された側が法的な対抗措置をとることとなります。むしろ、法的に対抗する方法が存在することが、権利を有するというこの本質的な意味であり、知財経営の実効性はこの点に集約されると言ってもよいでしょう。これに関しても様々な支援策が提供されています。

他社による侵害に対抗しましょう(*)

【手法】侵害警告、ライセンス交渉など

【目的】競合他社を市場から撤退させる／権利に対する正当な対価を得る

【活用可能な支援策】

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。また、日本弁理士会の「特許・意匠・商標なんでも110番」では、専門知識を持つ弁理士が無料で相談に応じています。

資金的支援

「中小企業知的財産権保護対策事業」(JETRO)では、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報提供を行い、また侵害調査にかかった経費の一部を助成しています。

※海外模倣品への対抗策としては、上記のほかに関税による輸入禁止手続なども活用できます。詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.customs.go.jp/mizuglwa/chiteki/index.htm/>

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する知的財産セミナーでは、侵害対応や係争に関するものも含まれています。

第一段階としては侵害警告を文書で送付することになりますが、このためには自社および相手先の権利状況の確認、侵害状況の把握(侵害品の入手、販売数量の把握など)、侵害の証拠(専門家の鑑定など)を揃える必要があります。相手方が警告を受け入れない場合には、訴訟による解決、裁判外紛争解決手続き、仲裁・調停などへと進むこととなります。対立的な手法のみでなく、ライセンス交渉に持ち込み収入を確保することも選択肢の一つです。

他社からの警告に対処しましょう(*)

【手法】非抵触証明、先使用权証明、無効審判、クロスライセンス交渉など

【目的】市場から撤退を余儀なくされることを回避する

【活用可能な支援策】

相談窓口・相談会

中部経済産業局や各県支援機関が総合的な相談窓口を設置しています。また、日本弁理士会の「特許・意匠・商標なんでも110番」では、専門知識を持つ弁理士が無料で相談に応じています。まずは冷静に専門家に相談することが必要です。

専門家派遣事業

弁理士・技術士・経営コンサルタントなどを企業等に派遣して、指導・助言を行います。中部経済産業局がモデル的に実施する事業のほか、各県の中小企業支援機関により事業が整備されています。係争に関して支援を受けることはできませんが、予め知財経営の取り組みに際し支援を受けることで、専門家とのネットワークが構築できます。いざというときに相談できる信頼できる相手が確保できる可能性があることは重要なことです。

セミナー

中部経済産業局や各県等が実施する知的財産セミナーでは、侵害対応や係争に関するものも含まれています。また、(独)工業所有権情報・研修館では、特許侵害系酷暑の受領を擬似的に体験できる「特許侵害警告模擬研修」を開催しています。

(*) 侵害警告は深刻は係争への第一歩であり、無視や感情的な反応は避け、可能な限り早期に専門家に相談することが必要です。

重要なことは、警告が有効であるかどうかを客観的・合理的に判断することと、事業を守るために最大限の努力を払うことです。自社の侵害を否定できない場合には、相手方も自社の特許を侵害していないかを調査し、クロスライセンス交渉を行うことが有効とされています。

自社の特許を流通させる

特許は自社の事業を守るために使うだけでなく、他社に有償で実施を許諾したり、また譲渡することで収入を得ることもできます。自社事業として実施、継続するメリットのない製品等に関する特許や、他社に許諾・譲渡した方が効率よく収益が見込める場合などは実施許諾や移転・譲渡について検討する余地もあるでしょう。特許流通アドバイザーの活用が有効です。

他社に技術を移転してみましょう(*)

【手法】特許の実施許諾、譲渡等で収入を得る

【目的】自社で実施しない特許の有効活用を図る。また、自社で実施するより効率よく収益を上げる。

【活用可能な支援策】

相談窓口・相談会

各県知的所有権センターに常駐している、知的財産権の流通に関する専門家である特許流通アドバイザーが無料指導・相談を行っています。自社の保有する特許を他者にライセンス・譲渡したい場合に紹介等の支援を行います。

(*) 自社の特許を他者にライセンスする場合には、ライセンスの範囲やライセンス料(一時金、実施料など)について慎重な検討が必要です。特許流通アドバイザーなどライセンス契約に詳しい専門家の助言を受けることが望まれます。

(独)工業所有権情報・研修館のウェブサイトの特許流通促進事業のページ

(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/index.html>)から開放特許のデータベースにアクセス可能です。

自社の特許を流通させたい場合にこのデータベースに情報を掲載することが可能です。

ロスライセンス交渉を行うことが有効とされています。

特許流通アドバイザー同士の連携でライセンス契約に

建設業〇社(岐阜県)の事例

活用支援策:「特許流通アドバイザー」(岐阜県知的所有権センター)

保有する特許を自社で実施しながらも、ライセンスにより全国で活用してもらいたいと考え、岐阜県の特許流通アドバイザーに技術移転を依頼した。このアドバイザーが他県のアドバイザーから新規事業を模索していた他県企業を紹介され、両県のアドバイザーの連携により実施許諾契約の締結に至っている。こうした例をはじめ、50社程度と実施許諾契約を結んでいる。

特許流通データベースを未利用特許の再利用に活用

機械製造業P社(富山県)の事例

活用支援策:「特許流通アドバイザー」(富山県知的所有権センター)

製造・販売する商品群が多岐にわたり、特許出願も多くなっている同社では、市場の変化・事業分野の変更などで使用しなくなったものが多い。特許流通アドバイザーに依頼するとともに、特許流通データベースで公開して、未利用特許の再利用を図っている。

このパートで紹介している支援策活用事例は、本冊子作成のために実施した企業・支援機関へのヒアリングおよびアンケート調査のほか、以下の冊子に掲載の事例を引用・転載しています。

- 特許庁「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2006」(平成19年3月)
 - 特許庁「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル」(平成20年3月)
 - 特許庁「ココがポイント!知財戦略コンサルティング」(平成21年3月)
 - 特許庁「知財で元気な企業2007」(平成19年4月)
 - 中部経済産業局「中部の事例で解く!中小企業の知財戦略」(平成19年3月)
 - 中部経済産業局「中部地域中小企業知的財産マネジメント事例集」(平成20年3月)
- これらの資料は各発行機関のウェブサイトよりダウンロードできます。

使ってみましょう中部の支援策一覧

中部地域の各自治体・支援機関等では、中小企業が知財活動に取り組むにあたり、数多くの支援策を実施しています。それらの支援策が第2部の製品開発プロセスにおける知財経営実務(25ページ)のどこで利用可能か、地域別に整理して示します。なお、各支援策の詳細は中部知的財産戦略本部ウェブサイト(<http://www.chubu-chizai.jp/>)または冊子「平成21年度版 中部地域の知的財産活用支援ガイド」(各支援機関にて配布)をご覧ください。

■中部全体で活用できる支援策

| 区分 | 支援策 | 活用可能な知財実務 | | | | | 支援実施機関 |
|--------|-------------------|----------------|------|-----|------|------|---------------------|
| | | 特許調査 (検索支援) | 事業分析 | 権利化 | 知財活用 | 体制整備 | |
| セミナー | 中小企業向け知財セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 中部経済産業局特許室 |
| | 知的財産権制度説明会(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 特許庁普及支援課 |
| | 各種制度説明会(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 特許庁普及支援課 |
| 相談窓口 | 産業財産権に関する相談 | ● | ● | ● | ● | ● | 中部経済産業局特許室 |
| | 先使用权・職務発明制度相談会 | | | ● | ● | ● | 中部経済産業局特許室 |
| 費金の活用 | 審査請求料・特許料減免制度 | | | ● | | | 中部経済産業局特許室 |
| | 手続費用給付制度・手続費用融資制度 | | | ● | | | 日本弁理士会知的財産支援センター |
| 専門家派遣 | 地域中小企業知的財産戦略支援事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 中部経済産業局特許室 |
| | 企業等訪問型相談事業 | | | ● | ● | | 特許庁普及支援課・発明協会各県支部 |
| | 産業財産権専門官派遣事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 中部経済産業局特許室・特許庁普及支援課 |
| 情報サービス | 登録原簿謄本の交付 | ● | | | | | 中部経済産業局特許室 |
| | テレビ面接審査 | | | ● | | | 特許庁調整課 |
| | 巡回審査(出張面接審査) | | | ● | | | 特許庁調整課 |
| | 中小企業等特許先行技術調査支援事業 | ● | | | | | 特許庁普及支援課 |
| | 早期審査制度 | | | ● | | | 特許庁調整課 |

*1. 対応した知財実務は、各セミナーの各自タイトル等により異なります。

■中部全域で活用できる支援策 連絡先一覧

中部経済産業局 特許室 TEL 052-951-2774/E-mail chb-chizai@meti.go.jp

特許庁 普及支援課 TEL 03-3851-1101(内線2107)/E-mail PA02CO@jpo.go.jp

特許庁 特許審査第一部 調整課 TEL 03-3851-1101(内線3114)/E-mail PA2103@jpo.go.jp

日本弁理士会知的財産支援センター TEL 03-3519-2709

■愛知県で利用できる支援策

| 区分 | 支援策 | 活用可能な知財実務 | | | | | 支援実施機関 |
|---------|--------------------------|----------------|------|-----|------|------|------------------------------|
| | | 特許調査 (検索支援) | 事業分析 | 権利化 | 知財活用 | 体制整備 | |
| セミナー | 休日パテントセミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 愛知県新産業課 |
| | 休日パテントセミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会東海支部 |
| | 各種講習会・セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会愛知県支部・名古屋商工会議所 |
| | あいち知的財産人材交流研究会 | | | | ● | ● | 愛知県新産業課 |
| | 営業秘密管理対策等普及啓発講習会 | | | | | ● | 愛知県新産業課 |
| 相談窓口相談会 | 特許総合相談窓口 | ● | ● | ● | ● | ● | 愛知県新産業課 |
| | 知的財産に関する相談 | ● | ● | ● | ● | ● | 名古屋市産業振興公社 |
| | 特許情報活用支援アドバイザー | ● | ● | ● | ● | ● | 愛知県知的所有権センター |
| | 特許流通アドバイザー | | | ● | ● | | 愛知県知的所有権センター |
| | 特許・意匠・商標なんでも110番 | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会東海支部 |
| | 産業財産権に関する相談 | ● | | ● | ● | | 中小機構中部支部 |
| | 産業財産権相談会 | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会愛知県支部 |
| | 知財駆け込み寺事業(*2) | ● | ● | ● | ● | ● | 各商工会議所・商工会 |
| 資金的支援 | 国内特許、外国特許等の出願に対する補助制度 | | | ● | | | 名古屋市産業経済課 |
| | 海外特許等取得事業費補助金 | | | ● | | | 愛知県新産業課(意匠・商標)、あいち産業振興機構(特許) |
| | 知的財産活用促進事業費補助金 | | | | ● | | 愛知県地域産業課 |
| | 中小企業知的財産権保護対策事業 | | | | ● | | ジェトロ名古屋、中小機構中部支部 |
| 専門家派遣 | あいち知的財産人材サポーター | ● | ● | ● | ● | ● | 愛知県新産業課 |
| | 中小企業知財コンサルティング事業 | ● | ● | ● | ● | ● | あいち産業振興機構 |
| | 特許電子図書館(IPDL)の利用 | ● | | | | | 工業所有権情報・研修館、名古屋閲覧室 |
| 情報サービス | CD-ROM公報の利用 | ● | | | | | 工業所有権情報・研修館、名古屋閲覧室 |
| | 特許情報の閲覧 | ● | | | | | 愛知県知的所有権センター |
| | 海外展開支援に係る知的財産権保護のための情報提供 | ● | ● | ● | | | ジェトロ知的財産課、ジェトロ名古屋 |

*1 対応した知財実務は、各セミナーの各回タイトル等により異なります。*2 各支援機関への取次ぎ・紹介を行う事業です。

■愛知県で利用できる支援策 連絡先一覧

愛知県 産業労働部 新産業課 知的財産グループ TEL 052-954-6350/E-mail shin-san@pref.aichi.lg.jp
 愛知県 産業労働部 地域産業課 技術振興・調整グループ TEL 052-954-6340/E-mail chiikisangyo@pref.aichi.lg.jp
 愛知県知的所有権センター TEL 0566-24-1841
 (財)あいち産業振興機構 TEL 052-231-6167
 名古屋市 市民経済局 産業部 産業経済課 産業企画係 TEL 052-972-2412/E-mail a2412@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
 (財)名古屋市産業振興公社 名古屋市新事業支援センター TEL 052-735-0808/E-mail shien@u-net.city.nagoya.jp
 日本弁理士会東海支部 TEL 052-211-3110/E-mail info-tokai@jpaa.or.jp
 中小企業基盤整備機構 中部支部 TEL 052-220-0516
 (社)発明協会愛知県支部・名古屋商工会議所 TEL 052-223-5641
 ジェトロ名古屋 TEL 052-211-4517
 工業所有権情報・研修館 名古屋閲覧室 TEL 052-223-5764

■岐阜県で活用できる支援策

| 区分 | 支援策 | 活用可能な知財実務 | | | | | 支援実施機関 |
|-------------|--------------------------|----------------|------|-----|------|------|------------------|
| | | 特許調査 (特許支援) | 事業分析 | 権利化 | 知財活用 | 体制整備 | |
| セミナー | 休日パテントセミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会東海支部 |
| | 各種講習会・セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会岐阜県支部 |
| 相談窓口 相談会 | 特許情報活用支援アドバイザー | ● | ● | ● | ● | ● | 岐阜県知的所有権センター |
| | 特許流通アドバイザー | | ● | ● | | | 岐阜県知的所有権センター |
| | 特許・意匠・商標なんでも110番 | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会東海支部 |
| | 産業財産権に関する相談 | ● | ● | ● | ● | | 中小機構中部支部 |
| | 各種相談会 | ● | ● | ● | ● | | 発明協会岐阜県支部 |
| | 知財駆け込み寺事業(*2) | ● | ● | ● | ● | ● | 各商工会議所・商工会 |
| 知的財産 | 知的財産権の出願等に対する支援(*3) | | | ● | | | 岐阜県モノづくり振興課 |
| | 中小企業知的財産権保護対策事業 | | | | ● | | ジェトロ岐阜 中小機構中部支部 |
| 専門家派遣 | 中小企業知財コンサルティング事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 岐阜県産業経済振興センター |
| 情報サービス | 特許情報の閲覧 | ● | | | | | 岐阜県知的所有権センター |
| | 海外展開支援に係る知的財産権保護のための情報提供 | ● | | ● | ● | | ジェトロ知的財産課 ジェトロ岐阜 |

*1. 対応した知財実務は、各セミナーの各回タイトル等により異なります。*2. 各支援機関への取次ぎ・紹介を行う事業です。
*3. 技術開発支援に伴う特許出願、ブランド構築支援に伴う地域団体商標・外国商標の出願が支援の対象となります。

■岐阜県で利用できる支援策 連絡先一覧

岐阜県 産業労働観光部 モノづくり振興課 TEL 058-272-1111
 岐阜県知的所有権センター TEL 058-379-2250
 (財)岐阜県産業経済振興センター TEL 058-277-1093
 日本弁理士会東海支部 TEL 052-211-3110/E-mail info-tokai@jpaa.or.jp
 中小企業基盤整備機構 中部支部 TEL 052-220-0516
 (社)発明協会岐阜県支部 TEL 058-370-8851
 ジェトロ岐阜 TEL 058-271-4910

■三重県で利用できる支援策

| 区分 | 支援策 | 活用可能な知財実務 | | | | | 支援実施機関 |
|----------|--------------------------|----------------|------|-----|------|------|-------------------------|
| | | 特許調査 (検索支援) | 事業分析 | 権利化 | 知財活用 | 体制整備 | |
| セミナー | 休日/パテントセミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会東海支部 |
| | 各種講習会・セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会三重県支部 |
| | Mip特許塾(三重大学と連携)(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 三重県科学技術・地域資源室地域資源活用グループ |
| | 特許情報活用講習会 | ● | | | | | 三重県知的所有権センター |
| 相談窓口・相談会 | 特許情報活用支援アドバイザー | ● | ● | ● | ● | ● | 三重県知的所有権センター |
| | 特許流通アドバイザー | | | ● | ● | | 三重県知的所有権センター |
| | 特許・意匠・商標なんでも110番 | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会東海支部 |
| | 産業財産権に関する相談 | ● | | ● | ● | | 中小機構中部支部 |
| | 各種相談会 | ● | | ● | ● | | 発明協会三重県支部 |
| | 知財駆け込み寺事業(*2) | ● | ● | ● | ● | ● | 各商工会議所・商工会 |
| 資金の調達 | 中小企業知的財産権保護対策事業 | | | | ● | | ジェット口三重 中小機構中部支部 |
| | 地域中小企業海外特許出願支援事業費補助金 | | | ● | | | 三重県産業支援センター |
| 専門家の派遣 | 中小企業知財コンサルティング事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 三重県産業支援センター |
| 情報サービス | 特許情報の閲覧 | ● | | ● | ● | | 三重県知的所有権センター |
| | 海外展開支援に係る知的財産権保護のための情報提供 | ● | | ● | ● | | ジェット口知的財産課 ジェット口三重 |

*1. 対応した知財実務は、各セミナーの各回タイトル等により異なります。*2. 各支援機関への取次ぎ・紹介を行う事業です。

■三重県で利用できる支援策 連絡先一覧

三重県 農水商工部 科学技術・地域資源室 地域資源活用グループ TEL 059-224-2336/E-mail kagichi@pref.mie.jp
 三重県知的所有権センター TEL 059-234-4150/E-mail kagichi@pref.mie.jp
 (財)三重県産業支援センター TEL 059-228-3171/E-mail gjutsu@miesc.or.jp
 日本弁理士会東海支部 TEL 052-211-3110/E-mail info-tokai@jpaa.or.jp
 中小企業基盤整備機構 中部支部 TEL 052-220-0516
 (社)発明協会三重県支部 TEL 059-238-0003
 ジェット口三重 TEL 059-228-2647

■富山県で利用できる支援策

| 区分 | 支援策 | 活用可能な知財実務 | | | | | 支援実施機関 |
|----------|--------------------------|----------------|------|-----|------|------|--------------------|
| | | 特許調査 (検索支援) | 事業分析 | 権利化 | 知財活用 | 体制整備 | |
| セミナー | 各種講習会・セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会富山県支部 |
| 相談窓口・相談会 | 特許情報活用支援アドバイザー | ● | ● | ● | ● | ● | 富山県知的所有権センター |
| | 特許流通アドバイザー | | ● | ● | ● | | 富山県知的所有権センター |
| | 特許・意匠・商標なんでも110番 | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会北陸支部 |
| | 産業財産権に関する相談 | ● | ● | ● | ● | | 中小機構北陸支部 |
| | 各種相談会 | ● | ● | ● | ● | | 発明協会富山県支部 |
| | 知財駆け込み寺事業(*2) | ● | ● | ● | ● | ● | 各商工会議所・商工会 |
| 資金的支援 | 富山県発明実用化奨励事業 | ● | ● | | ● | | 発明協会富山県支部 |
| | 地域団体ブランド発信応援事業 | ● | ● | ● | ● | | 富山県商工企画課 |
| | 中小企業知的財産権保護対策事業 | | ● | | ● | | ジェット口富山 中小機構北陸支部 |
| | 地域中小企業海外出願支援事業費補助金 | | ● | ● | ● | | 富山県新世紀産業機構 |
| 専門支援 | 中小企業支援センター専門家派遣事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 富山県新世紀産業機構 |
| | 経営技術強化支援事業(エキスパート/リンク事業) | ● | ● | ● | ● | ● | 富山県商工会連合会 富山商工会議所 |
| 情報サービス | 特許情報の閲覧 | ● | | | ● | | 富山県知的所有権センター |
| | 海外展開支援に係る知的財産権保護のための情報提供 | ● | | ● | ● | | ジェット口知的財産課 ジェット口富山 |

*1 対応した知財実務は、各セミナーの各回タイトル係により異なります。*2 各支援機関への取次ぎ・紹介を行う事業です。

■富山県で利用できる支援策 連絡先一覧

富山県 商工労働部 商工企画課 新産業科学技術班 TEL 076-444-3245

富山県知的所有権センター TEL 0766-29-1252

(財)富山県新世紀産業機構 富山県中小企業支援センター TEL 076-444-5605

日本弁理士会北陸支部 TEL 076-266-0617/E-mail info-hokuriku@jpa.or.jp

中小企業基盤整備機構 北陸支部 TEL 076-223-5548

(社)発明協会富山県支部 TEL 0766-27-1150

ジェット口富山 TEL 076-444-7901

富山県商工会連合会 TEL 076-441-2716

富山商工会議所 TEL 076-423-1111

■石川県で利用できる支援策

| 区分 | 支援策 | 活用可能な知財実務 | | | | | 支援実施機関 |
|-------------|--------------------------|----------------|------|-----|------|------|--------------------|
| | | 特許調査 (特許調査) | 事業分析 | 権利化 | 知財活用 | 体制整備 | |
| セミナー | 各種講習会・セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会石川県支部 |
| | 知的財産セミナー(*1) | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県産業政策課 |
| 相談窓口 相談会 | 特許情報活用支援アドバイザー | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県知的所有権センター |
| | 特許流通アドバイザー | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県知的所有権センター |
| | 特許・意匠・商標なんでも110番 | ● | ● | ● | ● | ● | 日本弁理士会北陸支部 |
| | 産業財産権に関する相談 | ● | ● | ● | ● | ● | 中小機構北陸支部 |
| | 各種相談会 | ● | ● | ● | ● | ● | 発明協会石川県支部 |
| | 知財駆け込み寺事業(*2) | ● | ● | ● | ● | ● | 各商工会議所・商工会 |
| | 特許相談・IT特許相談 | ● | ● | ● | ● | ● | ITビジネスプラザ武蔵 |
| 費金的支援 | 開放特許の事業化可能性調査支援 | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県産業創出支援機構 |
| | 特許MAP作成支援 | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県産業創出支援機構 |
| | 開放特許の活用等に対する制度融資 | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県産業政策課 |
| | 中小企業知的財産権保護対策事業 | ● | ● | ● | ● | ● | ジェット口金沢 中小機構北陸支部 |
| 専門家派遣 | 中小企業知財コンサルティング事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県産業創出支援機構 |
| 情報サービス | 特許情報の閲覧 | ● | ● | ● | ● | ● | 石川県知的所有権センター |
| | 海外展開支援に係る知的財産権保護のための情報提供 | ● | ● | ● | ● | ● | ジェット口知的財産課 ジェット口金沢 |

*1 対応した知財実務は、各セミナーの各別タイトル等により異なります。*2 各支援機関への取次ぎ・紹介を行う事業です。

■石川県で利用できる支援策 連絡先一覧

石川県 商工労働部 産業政策課 TEL 076-225-1513

石川県知的所有権センター TEL 076-267-5918

(財)石川県産業創出支援機構 知財活用推進室 TEL 076-267-6291

日本弁理士会北陸支部 TEL 076-266-0617/E-mail info-hokuriku@jpa.or.jp

中小企業基盤整備機構 北陸支部 TEL 076-223-5546

(社)発明協会石川県支部 TEL 076-267-5996

ジェット口金沢 TEL 076-268-9601

ITビジネスプラザ武蔵 TEL 076-224-6340/E-mail info@bp-musashi.jp

知的財産活用支援策利用のポイント
